

渋谷三丁目地区地区計画の変更（素案）意見交換会のお知らせ

日頃より渋谷区のまちづくりにご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

このたび、渋谷区では「渋谷三丁目地区地区計画の変更（素案）」を作成しました。本素案は、渋谷三丁目まちづくり推進協議会からの提案を踏まえ、渋谷川沿いにおける「壁面の位置の制限」を新たに定める内容となっています。

つきましては、下記のとおり、意見交換会を開催いたしますので、是非ご参加くださいますようお願い申し上げます。

<これまでの経緯>

渋谷三丁目地区では、令和4年6月に東京都により「街並み再生地区及び街並み再生方針」が指定されました。渋谷区は、街並み再生方針に示されたまちの将来像を実現し、新しいまちづくりのルールを活用できるようにするため、地域の皆様との意見交換会等を行い、令和5年7月に「渋谷三丁目地区地区計画」を変更しました。

その後、地区計画の活用に関する理解を深めていただくため、権利者の皆様を対象に制度説明会を実施したところ、渋谷川沿いでの制度活用には街区ごとの合意形成に課題があるというご意見をいただきました。これを受け、渋谷区では渋谷川沿いの権利者の皆様を対象に、計4回の勉強会と個別訪問を実施し、その結果を渋谷三丁目まちづくり推進協議会へ報告しました。こうした取組みを経て、同協議会から、将来像の実現に向けた渋谷川沿いの「壁面の位置の制限」指定の提案書が、令和7年10月に渋谷区へ提出されました。

記

1 渋谷区ホームページでの動画配信（音声付き説明動画）

（1）配信期間 令和7年12月11日（木）から12月26日（金）まで

（2）掲載場所 渋谷区ホームページ



https://www.city.shibuya.tokyo.jp/kankyo/shuhen-machizukuri/kento/shibuya3_machidukuri.html

【トップページ⇒環境・まちづくり⇒渋谷駅周辺地域のまちづくり／検討中のまちづくり（渋谷駅周辺）

⇒渋谷三丁目地区まちづくり】

（3）内容 渋谷三丁目地区地区計画の変更（素案）について

2 意見交換会（会場開催・事前予約制）

（1）日時 令和7年12月19日（金）18時30分から20時まで

（2）場所 リフレッシュ氷川 1階 集会室

（3）参加方法 参加をご希望の方は、裏面のお問い合わせ先へ12月18日（木）までにお電話にてお申込みください。

（4）内容 渋谷三丁目地区地区計画（素案）の変更について ※動画配信と同じ内容です。

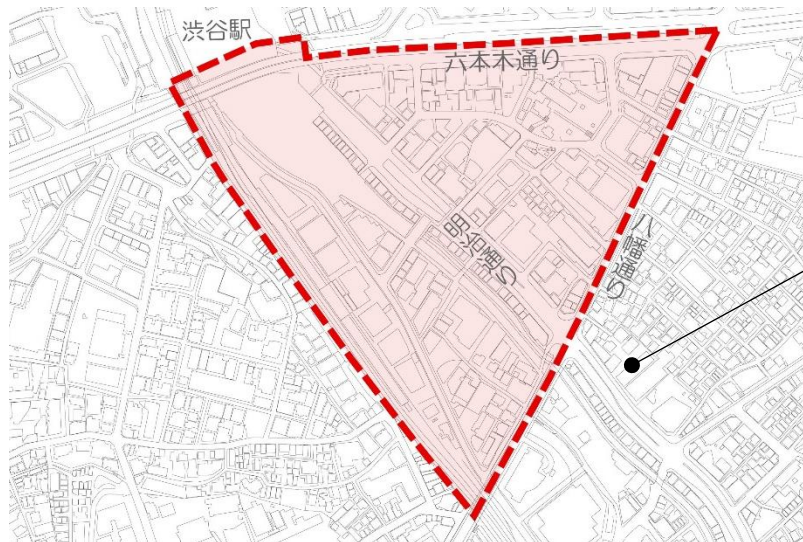
【ご意見の提出について】

本意見交換会の内容についてご意見がございましたら、裏面のご意見カード等にご意見・お名前・ご住所をご記入のうえ、メール・郵送・FAX・持参にて、裏面のお問い合わせ先までご提出ください。

提出期間：令和7年12月11日（木）から令和7年12月26日（金）まで（消印有効）

※いただきましたご意見と区の回答は、後日、渋谷区ホームページに掲載する予定です。

渋谷三丁目地区地区計画の区域



リフレッシュ氷川
(意見交換会会場)

渋谷三丁目地区地区計画の区域

渋谷三丁目地区地区計画の変更（素案）意見交換会 ご意見カード

さしつかえなければ、お名前とお住い又は勤務先等、当該地区との関係が分かる住所、所在地等をお書きください。

お名前：

ご住所：

このお知らせに関するお問い合わせ先

渋谷区 まちづくり推進部 渋谷駅周辺まちづくり課 担当：千田、小宮、浅沼、高橋

〒150-8010 東京都渋谷区宇田川町1番1号

Tel : 03-3463-2628 (ダイヤルイン)

Fax : 03-5458-4918

Mail : sec-toshisaisei@shibuya.tokyo

※携帯・スマートフォン等からのメールは、セキュリティ上受信できない場合がございます。

※当意見交換会について、お電話でのご意見は受付しておりません。ご了承ください。

※ このお知らせは、地区計画区域内を対象に配布しています。